

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項~第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
1	都市計画法		第29条	第1項及び第2項	開発行為の許可		都市計画区域又は準都市計画区域	都市計画区域及び準都市計画区域外の区域				○	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第35条	の2第1項	変更の許可等		—	—				○	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第41条	第2項	建築物の建蔽率等の指定		用途地域の定められていない土地の区域	—				○	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第42条	第1項	開発許可を受けた土地における建築等の制限		開発許可を受けた開発区域内	—				○	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第43条	第1項	開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限		市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域	—				○	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第52条	第1項	田園住居地域内における建築等の規制		田園住居地域内の農地の区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第52条	の2第1項	建築等の制限		市街地開発事業等予定区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		(第57条	の3第1項の準用も含む)	建築等の制限		施行予定者が定められている都市計画施設の区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第52条	の3第2項及び第4項	土地建物等の先買い等		市街地開発事業等予定区域の区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		(第57条	の4の準用も含む)	土地建物等の先買い等		施行予定者が定められている都市計画施設の区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第284条の準用も含む)	土地建物等の有償譲渡及び買取りについての都市計画法の準用			施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第53条	第1項	建築の許可		都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域	—				○	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第57条	第2項及び第4項	土地建物等の先買い等		都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業(土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。)の施行区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第58条	第1項	建築等の規制		風致地区	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第58条	の2第1項及び第2項	建築等の届出等		再開発促進地区若しくは開発整備促進区又は地区整備計画が定められている区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第58条	の3第1項	建築等の許可		地区整備計画区域内の農地	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第65条	第1項	建築等の制限		都市計画事業区域	—				×	まちづくり推進課			
1	都市計画法		第67条	第1項及び第3項	土地建物等の先買い		都市計画事業区域	—				×	まちづくり推進課			
2	建築基準法		第39条	第2項	災害危険区域		災害危険区域	—				×	建築指導課			
2	建築基準法		第43条		敷地等と道路との関係		—	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		第43条	の2	その敷地が四メートル未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加		—	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		第44条	第1項	道路内の建築制限		—	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		第45条	第1項	私道の変更又は廃止の制限		—	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		第47条		壁面線による建築制限		—	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		第48条	第1項~第14項	用途地域等		用途地域等	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		(第88条	第2項の準用も含む)	工作物への準用		—	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		第49条		特別用途地区		特別用途地区	—				○	建築指導課			
2	建築基準法		(第88条	第2項の準用も含む)	工作物への準用		—	—				○	建築指導課			

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項~第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
2	建築基準法		第49条の2		特定用途制限地域		特定用途制限地域					×	建築指導課			
2	建築基準法		(第88条第2項の準用も含む)		工作物への準用		—					○	建築指導課			
2	建築基準法		第50条		用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限		用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域、都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区又は特定用途誘導地区					○	建築指導課			
2	建築基準法		(第88条第2項の準用も含む)		工作物への準用		—					○	建築指導課			
2	建築基準法		第52条第1項	第14項	容積率		—					○	建築指導課			
2	建築基準法		第53条第1項	第8項	建蔽率		—					○	建築指導課			
2	建築基準法		第53条の2	第1項	第3項	建築物の敷地面積		—				○	建築指導課			
2	建築基準法		第54条		第一種低層住居専用地域等における外壁の後退距離		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域					○	建築指導課			
2	建築基準法		第55条第1項	第4項	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの限度		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域					○	建築指導課			
2	建築基準法		第56条		建築物の各部分の高さ		—					○	建築指導課			
2	建築基準法		第56条の2		日影による中高層の建築物の高さの制限		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域、用途地域の指定のない区域					○	建築指導課			
2	建築基準法		第57条の2	第3項	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例		特例容積率適用地区の二以上の敷地					×	建築指導課			
2	建築基準法		第57条の4	第1項	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度		特例容積率適用地区					×	建築指導課			
2	建築基準法		第57条の5		高層住居誘導地区		高層住居誘導地区					×	建築指導課			
2	建築基準法		第58条第1項	及び第2項	高度地区		高度地区					×	建築指導課			
2	建築基準法		第59条第1項	及び第2項	高度利用地区		高度利用地区					×	建築指導課			
2	建築基準法		第59条の2	第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例		—					○	建築指導課			
2	建築基準法		第60条第1項	及び第2項	特定街区		特定街区					×	建築指導課			
2	建築基準法		第60条の2	第1項、第2項、第3項及び第6項	都市再生特別地区		都市再生特別地区					×	建築指導課			
2	建築基準法		(第88条第2項の準用も含む)		工作物への準用		—					×	建築指導課			
2	建築基準法		第60条の2	の2	第1項	第4項	居住環境向上用途誘導地区		居住環境向上用途誘導地区			×	建築指導課			
2	建築基準法		(第88条第2項の準用も含む)		工作物への準用		—					×	建築指導課			
2	建築基準法		第60条の3	第1項	第3項	特定用途誘導地区		特定用途誘導地区				×	建築指導課			
2	建築基準法		(第88条第2項の準用も含む)		工作物への準用		—					×	建築指導課			
2	建築基準法		第61条		防火地域及び準防火地域内の建築物		防火地域又は準防火地域					○	建築指導課			
2	建築基準法		第67条第1項、第3項	第7項	特定防災街区整備地区		特定防災街区整備地区					×	建築指導課			

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項~第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
2	建築基準法		第68条	第1項~第4項	景観地区		景観地区					×	建築指導課			
2	建築基準法		第68条	の2	第1項~第5項	市町村の条例に基づく制限	地区計画等の区域					×	建築指導課			地区計画等(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画)
2	建築基準法		(第88条	第2項の準用も含む)	工作物への準用		—					×	建築指導課			
2	建築基準法		第68条	の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造		都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内又は準景観地区					×	建築指導課			
2	建築基準法		第75条		建築協定の効力		—					×	建築指導課			条例又は特定行政庁の認可を受けた者
2	建築基準法		第75条	の2	第5項	建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加わる手続等	—					×	建築指導課			
2	建築基準法		第76条	の3	第5項	建築協定の設定の特則	—					×	建築指導課			
2	建築基準法		第86条	第1項	第4項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和	—					×	建築指導課			
2	建築基準法		第86条	の2	第1項	第3項	公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定等	公告認定対象区域				×	建築指導課			
2	建築基準法		第86条	の8	第1項	第3項	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和	—				×	建築指導課			
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法		第9条	第1項	特別保存地区内における行為の制限		特別保存地区					×	—			京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村が対象
4	都市緑地法		第8条	第1項	緑地保全地域における行為の届出等		緑地保全地域(特別緑地保全地区及び第二十条第二項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。)					×	まちづくり推進課			
4	都市緑地法		第14条	第1項	特別緑地保全地区における行為の制限		特別緑地保全地区					×	まちづくり推進課			
4	都市緑地法		第20条	第1項	地区計画等緑地保全条例		地区計画等の区域(特別緑地保全地区を除く)					×	まちづくり推進課			地区計画等(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画)
4	都市緑地法		第29条		管理協定の効力		—					×	まちづくり推進課			
4	都市緑地法		第35条	第1項、第2項、第4項	緑化率		緑化地域					×	まちづくり推進課			

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
4	都市緑地法		第36条		一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
4	都市緑地法		第39条第1項		地区計画等の区域内における緑化率規制	—	地区計画等の区域	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			地区計画等(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画)
4	都市緑地法		第50条		緑地協定の効力	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
4	都市緑地法		第51条第5項		緑地協定の認可の公告のあった後緑地協定に加わる手続等	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
4	都市緑地法		第54条第4項		緑地協定の設定の特則	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
5	生産緑地法		第8条第1項		生産緑地地区内における行為の制限	—	生産緑地地区	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法		第5条第1項及び第2項		航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等	—	航空機騒音障害防止地区(航空機騒音障害防止特別地区を除く。)	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
6	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法		(第5条第5項の準用も含む)		建築物の用途変更	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第16条第1項及び第2項		届出及び勧告等	—	景観計画区域	—	—	—	—	○	まちづくり推進課			
7	景観法		第22条第1項		現状変更の規制	—	景観重要建造物	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第31条第1項		現状変更の規制	—	景観重要樹木	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第41条		管理協定の効力	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第63条第1項		計画の認定	—	景観地区	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第72条第1項		工作物の形態意匠等の制限	—	景観地区内の工作物	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第73条第1項		開発行為等の制限	—	景観地区	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第75条第1項及び第2項		準景観地区内における行為の規制	—	準景観地区	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第76条第1項		地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限	—	地区計画等の区域	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			地区計画等(地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画)
7	景観法		第86条		景観協定の効力	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第87条第5項		景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
7	景観法		第90条第4項		一の所有者による景観協定の設定	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
8	土地区画整理法		第76条第1項		建築行為等の制限	—	土地区画整理事業施行地区	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
8	土地区画整理法		第99条第1項及び第3項		仮換地の指定の効果	—	仮換地及び従前の宅地	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
8	土地区画整理法		第100条第2項		使用収益の停止	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
8	土地区画整理法		第117条の2第1項及び第2項		住宅先行建設区における住宅の建設	—	住宅先行建設区	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第83条		土地区画整理法の準用	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	(土地区画整理法第99条第1項及び第3項)		仮換地の指定の効果	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第7条第1項		建築行為等の制限	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第26条第1項		建築行為等の制限	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
9	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第67条第1項		建築行為等の制限	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
10	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21条第1項		建築行為等の制限	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
11	被災市街地復興特別措置法	第7条第1項		建築行為等の制限	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
12	新住宅市街地開発法	第31条		建築物の建築義務	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
12	新住宅市街地開発法	第32条第1項		造成宅地等に関する権利の処分の制限	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
13	新都市基盤整備法	第39条		仮換地の指定	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
13	新都市基盤整備法	(土地区画整理法第99条第1項及び第3項)		仮換地の指定の効果	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
13	新都市基盤整備法	(土地区画整理法第100条第2項)		使用収益の停止	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
13	新都市基盤整備法	第50条		建築物の建築義務	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
13	新都市基盤整備法	第51条第1項		開発誘導地区内の土地等に関する権利の処分の制限	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	第13条第1項		—	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
14	旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	(都市再開発法附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧防災建築街区造成法第55条第1項において準用する場合に限る。)		市街地改造事業等に関する経過措置	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課			
15	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	第25条第1項		造成工場敷地に関する権利の処分の制限	—	—	—	—	—	—	×	—			首都圏(東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域)
16	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	第34条第1項		造成工場敷地に関する権利の処分の制限	—	—	—	—	—	—	×	—			近畿圏(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法令条	項概	要	対 象 地 域 等	対象地域等の有無	窓 口 備 考
17	流通業務市街地の整備に関する法律	第5条第1項	流通業務地区内の規制	流通業務地区	×	まちづくり推進課
17	流通業務市街地の整備に関する法律	第37条第1項	流通業務施設の建設義務	—	×	まちづくり推進課
17	流通業務市街地の整備に関する法律	第38条第1項	造成敷地等に関する権利の処分の制限	—	×	まちづくり推進課
18	都市再開発法	第7条の4第1項	建築の許可	市街地再開発促進区域	×	まちづくり推進課
18	都市再開発法	第66条第1項	建築行為等の制限	第一種市街地再開発事業施行地区	×	まちづくり推進課
19	都市再開発法	第95条の2	個別利用区内の宅地の使用収益の停止	権利変換期日以後個別利用区	×	まちづくり推進課
19	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第10条第1項及び第2項	行為の届出等	沿道地区計画区域 (沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。)	×	まちづくり推進課
20	集落地域整備法	第6条第1項及び第2項	行為の届出等	集落地区計画の区域 (集落地区整備計画が定められている区域に限る。)	×	まちづくり推進課
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第33条第1項及び第2項	行為の届出等	防災街区整備地区計画区域 (地区防災施設の区域(特定地区防災施設が定められている場合にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画)又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。)	×	まちづくり推進課
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第197条第1項	建築行為等の制限	防災街区整備事業施行地区	×	まちづくり推進課
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第230条	個別利用区内の宅地の使用収益の停止	権利変換期日以後個別利用区	×	まちづくり推進課
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第283条第1項	建築の制限	防災都市計画施設区域	×	まちづくり推進課
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第294条	避難経路協定の効力	—	×	まちづくり推進課
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第295条第5項	避難経路協定の認可の公告のあつた後避難経路協定に加わる手続等	—	×	まちづくり推進課
21	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第298条第4項	一の所有者による避難経路協定の設定	—	×	まちづくり推進課
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第15条第1項及び第2項	増築等の届出及び勧告等	歴史的風致形成建造物	×	まちづくり推進課
22	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第33条第1項及び第2項	行為の届出及び勧告等	歴史的風致維持向上地区計画区域 (歴史的風致維持向上地区整備計画が定められている区域に限る。)	×	まちづくり推進課
23	港湾法	第37条第1項第4号	港湾区域内の工事等の許可	港湾区域	×	—

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考																											
23	港湾法		第40条第1項		分区内の規制		臨	港	地	区		×	—																														
23	港湾法		(同法第50条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)		脱炭素化推進地区		脱	炭	素	化	推	進	地	区																													
23	港湾法		第45条の5		特定港湾情報提供施設協定の効力		—					×	—																														
23	港湾法		第50条の13		共同化促進施設協定の効力		—					×	—																														
23	港湾法		第50条の20		官民連携国際旅客船受入促進協定の効力		—					×	—																														
24	住宅地区改良法		第9条第1項		建築行為等の制限		住	宅	地	区	改	良	事	業	施	行	地	区																									
25	公有地の拡大の推進に関する法律		第4条第1項		土地を譲渡しようとする場合の届出義務		—					○	ま	ち	づ	く	り	推	進	課																							
25	公有地の拡大の推進に関する法律		第8条		土地の譲渡の制限		—					○	ま	ち	づ	く	り	推	進	課																							
26	農地法		第3条第1項		農地又は採草放牧地の権利移動の制限		農	地	又	は	採	草	放	牧	地																												
26	農地法		第4条第1項		農地の転用の制限		農	地					○	農	業	委	員	会																									
26	農地法		第5条第1項		農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限		農	地	又	は	採	草	放	牧	地																												
27	宅地造成及び特定盛土等規制法		第12条第1項		宅地造成等に関する工事の許可		宅	地	造	成	等	工	事	規	制	区	域																										
27	宅地造成及び特定盛土等規制法		第16条第1項		変更の許可等		—					×	(北	海	道)	都	市	計	画	課																							
27	宅地造成及び特定盛土等規制法		第27条第1項		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等		特	定	盛	土	等	規	制	区	域																												
27	宅地造成及び特定盛土等規制法		第28条第1項		変更の届出等		—					×	(北	海	道)	都	市	計	画	課																							
27	宅地造成及び特定盛土等規制法		第30条第1項		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可		特	定	盛	土	等	規	制	区	域																												
27	宅地造成及び特定盛土等規制法		第35条第1項		変更の許可等		—					×	(北	海	道)	都	市	計	画	課																							
28	マンションの建替え等の円滑化に関する法律		第105条第1項		容積率の特例		—					○	建	築	指	導	課																										
29	長期優良住宅の普及の促進に関する法律		第18条第1項		容積率の特例		—					○	建	築	指	導	課																										
30	都市公園法		第23条		協定の効力		—					○	管	理	課																												
31	自然公園法		第20条第3項		特別地域		特	別	地	域	(特	別	保	護	地	区	を	除	く。)																								
31	自然公園法		第21条第3項		特別保護地区		特	別	保	護	地	区		×	管	理	課																										
31	自然公園法		第22条第3項		海域公園地区		海	域	公	園	地	区		×	管	理	課																										
31	自然公園法		第33条第1項		普通地域		国	立	公	園	区	域	又	は	国	定	公	園	の	区	域																						
31	自然公園法		第48条		風景地保護協定の効力		—					×	管	理	課																												
31	自然公園法		第73条第1項(利用調整地区に係る部分を除く。)		保護及び利用		—					×	管	理	課																												
32	首都圏近郊緑地保全法		第13条		管理協定の効力		—					×	—							首	都	圏	(東	京	都	の	区	域	及	び	政	令	で	定	め	る	そ	の	周	辺	の	地	域)

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
33	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	第14条		管理協定の効力	—						×	—		近畿圏(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)	
34	都市の低炭素化の促進に関する法律	第43条		樹木等管理協定の効力	—						×	まちづくり推進課			
35	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律	第26条		生物多様性維持協定の効力	—						×	まちづくり推進課			
36	水防法	第15条の8第1項		行為の届出等						浸水被害軽減地区	×	基地・防災課			
37	下水道法	第25条の9		管理協定の効力	—						×	下水道課			
38	河川法	第26条第1項		工作物の新築等の許可						河川区域	○	土木課			
38	河川法	第27条第1項		土地の掘削等の許可						河川区域	○	土木課			
38	河川法	第55条第1項		河川保全区域における行為の制限						河川保全区域	×	土木課			
38	河川法	第57条第1項		河川予定地における行為の制限						河川予定地	×	土木課			
38	河川法	第58条の4第1項		河川保全立体区域における行為の制限						河川保全立体区域	×	土木課			
38	河川法	第58条の6第1項		河川予定立体区域における行為の制限						河川予定立体区域	×	土木課			
38	河川法	(これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。)		この法律の規定を準用する河川						普通河川	○	土木課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第24条		管理協定の効力	—						×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第30条		雨水浸透阻害行為の許可						特定都市河川流域内の宅地等以外の土地	○	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第37条第1項		変更の許可等	—						×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第39条第1項		雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可						雨水貯留浸透施設	×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第46条第1項		行為の届出等						保全調整池	×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第52条		管理協定の効力	—						×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第55条第1項		行為の届出等						貯留機能保全区域	×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第57条第1項		特定開発行為の制限						浸水被害防止区域	×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第62条第1項		変更の許可等	—						×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第66条		特定建築行為の制限						浸水被害防止区域	×	(北海道)河川砂防課			
39	特定都市河川浸水被害対策法	第71条第1項		変更の許可等	—						×	(北海道)河川砂防課			
40	海岸法	第8条第1項		海岸保全区域における行為の制限						海岸保全区域	×	—		公共海岸無し	
41	津波防災地域づくりに関する法律	第23条第1項		津波防護施設区域における行為の制限						津波防護施設区域	×	—			

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法 令 条 号	項 概	要 対 象 地 域 等	対象地域等の有無	窓 口 備 考	
41	津波防災地域づくりに関する法律	第52条第1項	行為の届出等	指定津波防護施設	×	—
41	津波防災地域づくりに関する法律	第58条	指定避難施設に関する届出	指定避難施設	×	—
41	津波防災地域づくりに関する法律	第68条	管理協定の効力	—	×	—
41	津波防災地域づくりに関する法律	第73条第1項	特定開発行為の制限	津波災害特別警戒区域	×	—
41	津波防災地域づくりに関する法律	第78条第1項	変更の許可等	—	×	—
41	津波防災地域づくりに関する法律	第82条	特定建築行為の制限	津波災害特別警戒区域	×	—
41	津波防災地域づくりに関する法律	第87条第1項	変更の許可等	—	×	—
42	砂防法	第4条	行為の制限	砂防指定地	×	—
42	砂防法	(同法第3条において準用する場合を含む。)	—	砂防施設	×	—
43	地すべり等防止法	第18条第1項	行為の制限	地すべり防止区域	×	—
43	地すべり等防止法	第42条第1項	行為の制限	ぼた山崩壊防止区域	×	—
44	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条第1項	行為の制限	急傾斜地崩壊危険区域	○	基地・防災課
45	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項	特定開発行為の制限	土砂災害特別警戒区域	○	基地・防災課
45	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第17条第1項	変更の許可等	—	○	基地・防災課
46	森林法	第10条の2第1項	開発行為の許可	地域森林計画の対象となっている民有林	○	農政課
46	森林法	第10条の11の6	施業実施協定の効力	—	×	農政課
46	森林法	第31条	保安林予定森林における制限	保安林予定森林	○	農政課
46	森林法	(同法第44条において準用する場合を含む。)	保安林に関する規定の準用	—	×	農政課
46	森林法	第34条第1項及び第2項	保安林における制限	保安林	○	農政課
46	森林法	(同法第44条において準用する場合を含む。)	保安林に関する規定の準用	—	×	農政課
47	森林経営管理法	第7条第3項	経営管理権集積計画の公告等	経営管理権に係る森林	×	農政課
47	森林経営管理法	第37条第3項	経営管理実施権配分計画の公告等	経営管理実施権に係る森林	×	農政課
48	道路法	第47条の19	協定の効力	—	×	管理課
48	道路法	第48条の29の7	災害応急対策施設管理協定の効力	—	×	管理課
48	道路法	第48条の39	利便施設協定の効力	—	×	管理課
48	道路法	第91条第1項	道路予定区域	道路予定区域	×	管理課
49	踏切道改良促進法	第10条	滞留施設協定の効力	—	×	管理課
50	全国新幹線鉄道整備法	第11条第1項	行為の制限	新幹線鉄道の建設に要する土地	×	—
50	全国新幹線鉄道整備法	(同法附則第13項において準用する場合を含む。)	—	—	×	—
51	土地収用法	第28条の3第1項	土地の保全	起業地	×	—

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
51	土地収用法		(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—
52	文化財保護法		第43条第1項		現状変更等の制限	—	重要文化財	—	—	—	—	○	郷土資料館	—	—	—
52	文化財保護法		第45条第1項		環境保全	—	—	—	—	—	—	○	郷土資料館	—	—	—
52	文化財保護法		第46条第1項及び第5項		国に対する売渡しの申出	—	—	—	—	—	—	○	郷土資料館	—	—	—
52	文化財保護法		(これらの規定を同法第83条において準用する場合を含む。次項において同じ。)	—	—	—	重要有形民俗文化財	—	—	—	—	×	郷土資料館	—	—	—
52	文化財保護法		第125条第1項		現状変更等の制限及び原状回復の命令	—	史跡名勝天然記念物	—	—	—	—	○	郷土資料館	—	—	—
52	文化財保護法		第128条第1項		環境保全	—	—	—	—	—	—	○	郷土資料館	—	—	—
52	文化財保護法		第143条第1項		伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護	—	伝統的建造物群保存地区	—	—	—	—	×	まちづくり推進課	—	—	—
52	文化財保護法		(同条第2項において準用する場合を含む。)		伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護	—	都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域	—	—	—	—	×	まちづくり推進課	—	—	—
52	文化財保護法		第182条第2項		地方公共団体の事務	—	—	—	—	—	—	○	郷土資料館	—	—	—
53	航空法		第49条第1項		物件の制限等	—	空港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	航空法		(同法第55条の2第3項において準用する場合を含む。)		国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理	—	空港等又は航空保安施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	航空法		(自衛隊法第107条第2項において準用する場合を含む。)		航空法等の適用除外	—	自衛隊が設置する飛行場	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53	航空法		第56条の3第1項		空港法第4条第1項第1号から第5号までに掲げる空港等の特例	—	空港	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54	国土利用計画法		第14条第1項		土地に関する権利の移転等の許可	—	規制区域	—	—	—	—	×	まちづくり推進課	—	—	—
54	国土利用計画法		第23条第1項		土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出	—	—	—	—	—	—	○	まちづくり推進課	—	—	—
54	国土利用計画法		第27条の4第1項及び第3項		注視区域における土地に関する権利の移転等の届出	—	注視区域	—	—	—	—	×	まちづくり推進課	—	—	—
54	国土利用計画法		(これらの規定を同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)		監視区域における土地に関する権利の移転等の届出	—	監視区域	—	—	—	—	×	まちづくり推進課	—	—	—
55	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律		第51条の29第1項		掘削の禁止	—	指定廃棄物埋設区域	—	—	—	—	×	廃棄物管理課	—	—	—
56	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		第15条の19第1項及び第3項		土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	—	指定区域	—	—	—	—	×	廃棄物管理課	—	—	—
57	土壤汚染対策法		第9条		要措置区域内における土地の形質の変更の禁止	—	要措置区域	—	—	—	—	×	(石狩振興局)循環型社会推進課	—	—	—
57	土壤汚染対策法		第12条第1項及び第3項		形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	—	形質変更時要届出区域	—	—	—	—	×	(石狩振興局)循環型社会推進課	—	—	—
58	都市再生特別措置法		第45条の7		都市再生歩行者経路協定の効力	—	—	—	—	—	—	×	まちづくり推進課	—	—	—

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等の有無	窓	口	備	考
58	都市再生特別措置法		第45条の8	第5項	都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあった後都市再生歩行者経路協定に加わる手続等	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		第45条の11	第4項	一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		(これらの規定を同法第45条の13第3項において準用する場合を含む。)		退避経路協定	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		(これらの規定を第45条の14第3項において準用する場合を含む。)		退避施設協定	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		(これらの規定を第45条の21第3項において準用する場合を含む。)		非常用電気等供給施設協定	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		(これらの規定を第73条第2項において準用する場合を含む。)		都市再生整備歩行者経路協定	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		(これらの規定を第109条の4第7項において準用する場合を含む。)		立地誘導促進施設協定の締結等	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		第45条の20		管理協定の効力	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		第88条第1項及び第2項		建築等の届出等	—						×	まちづくり推進課			
58	都市再生特別措置法		第108条第1項及び第2項		建築等の届出等	—						×	まちづくり推進課			
59	地域再生法		第17条の18	第1項及び第3項	建築等の届出等	—						×	まちづくり推進課			
60	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		第46条		移動等円滑化経路協定の効力	—						×	まちづくり推進課			
60	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		第47条第3項		移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等	—						×	まちづくり推進課			
61	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		第50条第4項		一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定	—						×	まちづくり推進課			
62	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		(これらの規定を同法第51条の2第3項において準用する場合を含む。)		移動等円滑化施設協定	—						×	まちづくり推進課			
61	災害対策基本法		第49条の5		指定緊急避難場所に関する届出	—						○	基地・防災課			
61	災害対策基本法		(同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。)		指定避難所の指定	—						○	基地・防災課			
62	東日本大震災復興特別区域法		第64条第4項及び第5項		届出対象区域内における建築等の届出等	—						×	基地・防災課			
63	大規模災害からの復興に関する法律		第28条第4項及び第5項		届出対象区域内における建築等の届出等	—						×	基地・防災課			

①問合せ先

代表番号:0123-33-3131

※電話交換手へ担当窓口をお伝えください。

②宅地建物取引業法第35条第1項第2号(同法施行令第3条第1項～第3項)に基づく制限

号	法	令	条	項	概	要	対	象	地	域	等	対象地域等 の有無	窓	口	備	考
64	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律		第13条	第1項	特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出		特別注視区域					×	基地・防災課			

①問合せ先

企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課 代表番号:0123-33-3131

②都市計画法第8条～第12条による地域地区等

条	項	名	称	関	係	法	令	対象地域 等の 有無
<都市計画区域内>								
【地域地区】								
第8条第1項第1号		第一種低層住居専用地域		—				○
	//	第二種低層住居専用地域		—				○
	//	第一種中高層住居専用地域		—				○
	//	第二種中高層住居専用地域		—				○
	//	第一種住居地域		—				○
	//	第二種住居地域		—				○
	//	準住居地域		—				×
	//	田園住居地域		—				×
	//	近隣商業地域		—				○
	//	商業地域		—				○
	//	準工業地域		—				○
	//	工業地域		—				○
	//	工業専用地域		—				○
第8条第1項第2号		特別用途地区		特別工業地区:	恵庭市特別工業地区建築条例			○
第8条第1項第2号の2		特定用途制限地域		—				×
第8条第1項第2号の3		特例容積率適用地区		—				×
第8条第1項第2号の4		高層住居誘導地区		—				×
第8条第1項第3号		高度地区		—				×
	//	高度利用地区		—				×
第8条第1項第4号		特定街区		—				×
第8条第1項第4号の2		都市再生特別地区		都市再生特別措置法第36条第1項				×
	//	居住調整地域		都市再生特別措置法第89条				×
	//	居住環境向上用途誘導地区		都市再生特別措置法第94条の2第1項				×
	//	特定用途誘導地域		都市再生特別措置法第109条第1項				×
第8条第1項第5号		防火地域		—				×
	//	準防火地域		—				○
第8条第1項第5号の2		特定防災街区整備地区		密集市街地整備法第13条第1項				×
第8条第1項第6号		景観地区		景観法第61条第1項				×
第8条第1項第7号		風致地区		—				×
第8条第1項第8号		駐車場整備地区		駐車場法第3条第1項				×
第8条第1項第9号		臨港地区		—				×
第8条第1項第10号		歴史的風土特別保存地区		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項				×
第8条第1項第11号		第一種歴史的風土保存地区		明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項				×
	//	第二種歴史的風土保存地区		明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項				×
第8条第1項第12号		緑地保全地域		都市緑地法第5条				×
	//	特別緑地保全地区		都市緑地法第12条				×
	//	緑化地域		都市緑地法第34条第1項				×
第8条第1項第13号		流通業務地区		流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項				×
第8条第1項第14号		生産緑地地区		生産緑地法第3条第1項				×
第8条第1項第15号		伝統的建造物群保存地区		文化財保護法第143条第1項				×
第8条第1項第16号		航空機騒音障害防止地区		特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項				×
	//	航空機騒音障害防止特別地区		特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第4条第1項				×

①問合せ先

企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課 代表番号:0123-33-3131

②都市計画法第8条～第12条による地域地区等

条	項	名	称	関	係	法	令	対象地域 等の 有無
【促進区域】								
第10条の2第1項第1号		市街地再開発促進区域				都市再開発法第7条第1項		×
第10条の2第1項第2号		土地区画整理促進区域				大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第5条第1項		×
第10条の2第1項第3号		住宅街区整備促進区域				大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第24条第1項		×
第10条の2第1項第4号		拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域				地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第19条第1項		×
【遊休土地転換利用促進地区】								
第10条の3		遊休土地転換利用促進地区				—		×
【被災市街地復興推進地域】								
第10条の4		被災市街地復興推進地域				被災市街地復興特別措置法第5条第1項		×
【地区計画等】								
第12条の4第1項第1号		地区計画						○
第12条の4第1項第2号		防災街区整備地区計画				密集市街地整備法第32条第1項		×
第12条の4第1項第3号		歴史的風致維持向上地区計画				地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第31条第1項		×
第12条の4第1項第4号		沿道地区計画				幹線道路の沿道の整備に関する法律第9条第1項		×
第12条の4第1項第5号		集落地区計画				集落地域整備法第5条第1項		×
<準都市計画区域内>								
【地域地区】								
第8条第1項第1号		第一種低層住居専用地域				—		×
//		第二種低層住居専用地域				—		×
//		第一種中高層住居専用地域				—		×
//		第二種中高層住居専用地域				—		×
//		第一種住居地域				—		×
//		第二種住居地域				—		×
//		準住居地域				—		×
//		田園住居地域				—		×
//		近隣商業地域				—		×
//		商業地域				—		×
//		準工業地域				—		×
//		工業地域				—		×
//		工業専用地域				—		×
第8条第1項第2号		特別用途地区				—		×
第8条第1項第2号の2		特定用途制限地域				—		×
第8条第1項第3号		高度地区				—		×
第8条第1項第7号		風致地区				—		×
第8条第1項第12号		緑地保全地域				都市緑地法第5条		×
第8条第1項第15号		伝統的建造物群保存地区				文化財保護法第143条第1項		×